

令和8年第8回伊賀市教育委員会 議事日程

令和8年7月23日 10:00 ～
伊賀市役所 4階 会議室 406

・開会宣言（開会あいさつ）

日程第1 議事録署名委員の指定について

日程第2 令和8年第7回伊賀市教育委員会定例会議事録の確認について

日程第3 議案第63号 伊賀市立学校設置条例の一部改正について

日程第4 議案第64号 伊賀市青少年センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分の承認について

日程第5 報告説明事項

① 伊賀市自転車通学支援補助金交付要綱の一部改正について

② 寄附について

③ 「三重県誕生150周年記念展示」の開催について

④ 「ぬいぐるみおとまり会」の開催について

⑤ その他

議案第 63 号

伊賀市立学校設置条例の一部改正について

伊賀市立学校設置条例の一部を改正する条例について、下記のとおり検討を求める。

令和 8 年 7 月 23 日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 提案理由 | 次世代を担う子どもたちが快適に安心して学ぶことができる教育環境の充実を図るため、柘植中学校及び霊峰中学校を統合して霊山中学校として開校するため、本条例に定める中学校の名称及び位置を改めようとする。 |
| 2 | 改正内容 | 別紙のとおり |
| 3 | 施行期日 | 令和 9 年 4 月 1 日 |
| 4 | その他 | 令和 7 年伊賀市議会定例会令和 8 年 9 月定例会へ提出予定 |

伊賀市立学校設置条例の一部を改正する条例

伊賀市立学校設置条例（平成 16 年伊賀市条例第 236 号）の一部を次のように改正する。

「			
別表第2中	伊賀市立柘植中学校	伊賀市柘植町 1881 番地	を
	伊賀市立霊峰中学校	伊賀市新堂 160 番地	
」			

「		
伊賀市立霊山中学校	伊賀市新堂160番地	に改める。
」		

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市立学校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前																																											
伊賀市立学校設置条例 平成16年11月 1 日条例第236号		伊賀市立学校設置条例 平成16年11月 1 日条例第236号																																											
第1条～第3条（略） 別表第1（略） 別表第2（第3条関係）		第1条～第3条（略） 別表第1（略） 別表第2（第3条関係）																																											
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>伊賀市立崇広中学校</td><td>伊賀市上野丸之内78番地</td></tr><tr><td>伊賀市立緑ヶ丘中学校</td><td>伊賀市緑ヶ丘本町4153番地</td></tr><tr><td>伊賀市立城東中学校</td><td>伊賀市印代450番地</td></tr><tr><td>伊賀市立上野南中学校</td><td>伊賀市森寺1488番地</td></tr><tr><td>伊賀市立<u>霊山</u>中学校</td><td>伊賀市新堂160番地</td></tr><tr><td>伊賀市立島ヶ原中学校</td><td>伊賀市島ヶ原514番地 2</td></tr><tr><td>伊賀市立阿山中学校</td><td>伊賀市千貝10番地</td></tr><tr><td>伊賀市立大山田中学校</td><td>伊賀市平田655番地</td></tr><tr><td>伊賀市立青山中学校</td><td>伊賀市阿保1870番地</td></tr></table>	名称	位置	伊賀市立崇広中学校	伊賀市上野丸之内78番地	伊賀市立緑ヶ丘中学校	伊賀市緑ヶ丘本町4153番地	伊賀市立城東中学校	伊賀市印代450番地	伊賀市立上野南中学校	伊賀市森寺1488番地	伊賀市立 <u>霊山</u> 中学校	伊賀市新堂160番地	伊賀市立島ヶ原中学校	伊賀市島ヶ原514番地 2	伊賀市立阿山中学校	伊賀市千貝10番地	伊賀市立大山田中学校	伊賀市平田655番地	伊賀市立青山中学校	伊賀市阿保1870番地		<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>伊賀市立崇広中学校</td><td>伊賀市上野丸之内78番地</td></tr><tr><td>伊賀市立緑ヶ丘中学校</td><td>伊賀市緑ヶ丘本町4153番地</td></tr><tr><td>伊賀市立城東中学校</td><td>伊賀市印代450番地</td></tr><tr><td>伊賀市立上野南中学校</td><td>伊賀市森寺1488番地</td></tr><tr><td><u>伊賀市立柘植中学校</u></td><td><u>伊賀市柘植町1881番地</u></td></tr><tr><td>伊賀市立<u>霊峰</u>中学校</td><td>伊賀市新堂160番地</td></tr><tr><td>伊賀市立島ヶ原中学校</td><td>伊賀市島ヶ原514番地 2</td></tr><tr><td>伊賀市立阿山中学校</td><td>伊賀市千貝10番地</td></tr><tr><td>伊賀市立大山田中学校</td><td>伊賀市平田655番地</td></tr><tr><td>伊賀市立青山中学校</td><td>伊賀市阿保1870番地</td></tr></table>	名称	位置	伊賀市立崇広中学校	伊賀市上野丸之内78番地	伊賀市立緑ヶ丘中学校	伊賀市緑ヶ丘本町4153番地	伊賀市立城東中学校	伊賀市印代450番地	伊賀市立上野南中学校	伊賀市森寺1488番地	<u>伊賀市立柘植中学校</u>	<u>伊賀市柘植町1881番地</u>	伊賀市立 <u>霊峰</u> 中学校	伊賀市新堂160番地	伊賀市立島ヶ原中学校	伊賀市島ヶ原514番地 2	伊賀市立阿山中学校	伊賀市千貝10番地	伊賀市立大山田中学校	伊賀市平田655番地	伊賀市立青山中学校	伊賀市阿保1870番地	
名称	位置																																												
伊賀市立崇広中学校	伊賀市上野丸之内78番地																																												
伊賀市立緑ヶ丘中学校	伊賀市緑ヶ丘本町4153番地																																												
伊賀市立城東中学校	伊賀市印代450番地																																												
伊賀市立上野南中学校	伊賀市森寺1488番地																																												
伊賀市立 <u>霊山</u> 中学校	伊賀市新堂160番地																																												
伊賀市立島ヶ原中学校	伊賀市島ヶ原514番地 2																																												
伊賀市立阿山中学校	伊賀市千貝10番地																																												
伊賀市立大山田中学校	伊賀市平田655番地																																												
伊賀市立青山中学校	伊賀市阿保1870番地																																												
名称	位置																																												
伊賀市立崇広中学校	伊賀市上野丸之内78番地																																												
伊賀市立緑ヶ丘中学校	伊賀市緑ヶ丘本町4153番地																																												
伊賀市立城東中学校	伊賀市印代450番地																																												
伊賀市立上野南中学校	伊賀市森寺1488番地																																												
<u>伊賀市立柘植中学校</u>	<u>伊賀市柘植町1881番地</u>																																												
伊賀市立 <u>霊峰</u> 中学校	伊賀市新堂160番地																																												
伊賀市立島ヶ原中学校	伊賀市島ヶ原514番地 2																																												
伊賀市立阿山中学校	伊賀市千貝10番地																																												
伊賀市立大山田中学校	伊賀市平田655番地																																												
伊賀市立青山中学校	伊賀市阿保1870番地																																												

附 則
この条例は、令和9年4月1日から施行する。

改正

平成17年 3 月14日条例第 9 号

平成19年12月26日条例第79号

平成22年 6 月25日条例第27号

平成26年 9 月30日条例第40号

平成27年12月25日条例第54号

平成30年12月27日条例第48号

令和 2 年10月 6 日条例第31号

令和 4 年 9 月30日条例第34号

伊賀市立学校設置条例

(設置)

第 1 条 伊賀市は、小学校及び中学校を設置する。

(小学校の名称及び位置)

第 2 条 小学校の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

(中学校の名称及び位置)

第 3 条 中学校の名称及び位置は、別表第 2 のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月 1 日から施行する。

(学校の同一性)

2 この条例の施行の日の前日において、合併前の上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町又は上野市阿山町丸柱小学校組合によって設置された小学校及び中学校は、それぞれこの条例別表第 1 の相当する小学校及び別表第 2 の相当する中学校となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則 (平成17年 3 月14日条例第 9 号)

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成19年12月26日条例第79号)

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 6 月25日条例第27号）

この条例中別表第 1 の改正規定は平成22年 8 月30日から、別表第 2 の改正規定は平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 9 月30日条例第40号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年12月25日条例第54号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年12月27日条例第48号）

この条例は、平成32年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年10月 6 日条例第31号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月30日条例第34号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

名称	位置
伊賀市立上野東小学校	伊賀市緑ヶ丘中町4352番地
伊賀市立上野西小学校	伊賀市上野丸之内112番地
伊賀市立久米小学校	伊賀市久米町544番地
伊賀市立上野北小学校	伊賀市西高倉3146番地
伊賀市立府中小学校	伊賀市東条88番地
伊賀市立中瀬小学校	伊賀市西明寺105番地
伊賀市立友生小学校	伊賀市ゆめが丘二丁目11番地
伊賀市立上野南小学校	伊賀市沖265番地
伊賀市立三訪小学校	伊賀市三田1652番地
伊賀市立成和東小学校	伊賀市猪田1350番地
伊賀市立成和西小学校	伊賀市大内624番地
伊賀市立柘植小学校	伊賀市柘植町2343番地
伊賀市立西柘植小学校	伊賀市新堂160番地
伊賀市立壬生野小学校	伊賀市川東1786番地 3

伊賀市立島ヶ原小学校	伊賀市島ヶ原514番地 2
伊賀市立阿山小学校	伊賀市馬場1045番地
伊賀市立大山田小学校	伊賀市平田25番地
伊賀市立青山小学校	伊賀市阿保1789番地

別表第 2（第 3 条関係）

名称	位置
伊賀市立崇広中学校	伊賀市上野丸之内78番地
伊賀市立緑ヶ丘中学校	伊賀市緑ヶ丘本町4153番地
伊賀市立城東中学校	伊賀市印代450番地
伊賀市立上野南中学校	伊賀市森寺1488番地
伊賀市立柘植中学校	伊賀市柘植町1881番地
伊賀市立霊峰中学校	伊賀市新堂160番地
伊賀市立島ヶ原中学校	伊賀市島ヶ原514番地 2
伊賀市立阿山中学校	伊賀市千貝10番地
伊賀市立大山田中学校	伊賀市平田655番地
伊賀市立青山中学校	伊賀市阿保1870番地

議案第 64 号

伊賀市青少年センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分の承認について

伊賀市青少年センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり承認を求める。

令和 8 年 7 月 23 日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

- | | |
|------------|---|
| 1 専決処分理由 | 団体からの派遣役員交代に伴い、委員を解嘱及び委嘱する必要があるため、専決を行ったことに対する承認を求めようとする。 |
| 2 解嘱及び委嘱委員 | 別紙のとおり |
| 3 解嘱日 | 令和 8 年 6 月 9 日 |
| 4 委嘱期間 | 令和 8 年 6 月 10 日から令和 9 年 5 月 31 日（前任者の残任期間） |

専決第 20 号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 6 月 9 日

伊賀市教育委員会
教育長 澤田 剛

伊賀市青少年センター運営委員会委員名簿

※委嘱期間 令和7年6月1日～令和9年5月31日

氏名	選出母体	初年委嘱年月日	備考
伊室 春利	伊賀市民生委員児童委員連合会	令和8年4月1日	
飛井 浩也	伊賀保護司会	令和7年6月1日	
松本 徹	伊賀市小中学校校長会	令和8年4月7日	
服部 秀一	高等学校校長	令和8年4月1日	
里田 雅彦	伊賀市小中学校校長会	令和8年4月7日	
廣岡 伸幸	上野児童福祉会連合会	平成30年7月1日	
森川 徹	伊賀市PTA連合会	令和5年6月1日	
増田 昭子	伊賀市更生保護女性の会	令和2年6月1日	
東構 昌子	伊賀地区少年警察協助力協議会	令和5年6月1日	
辻 雅則	伊賀警察署	令和8年4月1日	
間邪 修弘	三重県伊賀児童相談所	令和7年6月1日	
釜井 宣尚	上野商工会議所	令和7年6月1日	
辻脇 諒	伊賀市商工会	令和8年6月10日	新任
川北 喜道	伊賀市社会福祉事務所	令和7年6月1日	
中井 洸一	伊賀市青少年育成市民会議	令和2年7月1日	
宮田 隆司	伊賀市青少年育成市民会議	令和8年6月3日	
川口 文克	伊賀市青少年育成市民会議	令和7年6月1日	
富岡 通郎	伊賀市青少年育成市民会議	令和7年6月1日	

【解嘱】令和8年6月9日

氏名	選出母体	初年委嘱年月日	備考
小坂 宣子	伊賀市商工会	令和7年6月1日	

改正

平成21年 3 月 6 日条例第16号

平成30年12月27日条例第49号

令和元年10月 1 日条例第24号

伊賀市青少年センター条例

(目的及び設置)

第 1 条 青少年の健全な育成を期し、その愛護補導を行うため、青少年センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 青少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊賀市青少年センター

位置 伊賀市上友生785番地

(業務)

第 3 条 青少年センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 街頭補導
- (2) 青少年相談
- (3) 有害環境の発見と調査
- (4) 関係機関、団体、家庭及び職場との連携補導
- (5) その他青少年の非行防止に必要な事項

(運営委員会)

第 4 条 青少年センターの活動方針、業務実施計画及び運営事項を審議するため、青少年センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会の委員は、関係機関及び団体の代表者又は構成員で当該関係機関又は団体の推薦を受けた者のうちから30人以内を伊賀市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定に関わらず、任期内であっても、委員が第2項に定める関係機関及び団体の代表者又は構成員でなくなったときは、委員を辞したものとみなす。

- 5 運営委員会に委員の互選により、委員長及び副委員長 1 人を置く。
- 6 委員長は、会議を招集し、議長となる。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 8 運営委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 9 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

(職員)

第 5 条 青少年センターに次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) その他の職員 若干人

2 前項に規定する職員のうち所長は、委員会職員を、その他の職員は、委員会職員及び委員会が任命した者をもって充てる。

3 所長は、青少年センターの業務を統括し、その他の職員は、所長の命を受け業務を遂行する。

(補導員等)

第 6 条 青少年センターに補導の業務を行う次の者を置く。

- (1) 主任補導員
- (2) 補導員

2 主任補導員は、前条第 1 項第 2 号に規定するその他の職員のうち、委員会が任命した者とする。

3 補導員は、関係機関及び団体の構成員で当該関係機関又は団体の推薦を受けた者を委員会が委嘱又は任命する。

4 補導員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠補導員の任期は前任者の残任期間とする。

5 前項の規定に関わらず、任期内であっても、補導員が第 3 項に定める関係機関及び団体の構成員でなくなったときは、補導員を辞したものとみなす。

6 主任補導員及び補導員は、青少年センターの業務実施計画に基づき必要と認める青少年の補導を行う。

(補導員証)

第 7 条 委員会は、主任補導員及び補導員に対し、その身分を証するため補導員証を交付する。

- 2 主任補導員及び補導員は、業務の実施に当たり常に前項に定める補導員証を携帯し、要求があればこれを提示しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月6日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の伊賀市青少年センター条例第4条第2項の規定により、委嘱又は任命された青少年センター運営委員会の委員の任期は、この条例の施行の日から起算するものとする。

附 則 (平成30年12月27日条例第49号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月1日条例第24号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

改正

平成21年 3 月27日教委規則第 6 号

平成23年 2 月28日教委規則第 1 号

平成23年 5 月31日教委規則第 7 号

平成27年 5 月25日教委規則第 8 号

令和 5 年 3 月20日教委規則第 5 号

伊賀市青少年センター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊賀市青少年センター条例（平成16年伊賀市条例第252号。以下「条例」という。）第 8 条の規定により条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(運営委員会の委員の委嘱等)

第 2 条 条例第 4 条第 2 項に規定する関係機関及び団体は、別表第 1 のとおりとする。

(補導員の委嘱等)

第 3 条 条例第 6 条第 3 項に規定する関係機関及び団体は、別表第 2 のとおりとする。

(補導員証)

第 4 条 条例第 7 条第 1 項に規定する補導員証は、様式第 1 号によるものとする。

(簿冊)

第 5 条 青少年センターに次の簿冊を備える。

- (1) 補導員証交付簿
- (2) 補導日誌（様式第 2 号）
- (3) 青少年相談処理書綴（様式第 3 号）
- (4) 青少年補導報告書綴（様式第 4 号）
- (5) 会議録

附 則

この規則は、平成16年11月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月27日教委規則第 6 号）

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 2 月28日教委規則第 1 号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月31日教委規則第7号）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成27年5月25日教委規則第8号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1	民生委員児童委員連合会
2	保護司会
3	防犯協会
4	小中学校校長会
5	高等学校校長
6	小中学校校長会生活指導担当
7	児童福祉会連合会
8	P T A連合会
9	更生保護女性の会
10	少年警察協助力協議会
11	警察署
12	児童相談所
13	商工会議所
14	商工会
15	職域防犯組合連合会
16	社会福祉事務所
17	伊賀市青少年育成市民会議

別表第2（第3条関係）

1	伊賀地区少年警察協助力
2	三重県立入調査員
3	三重県警察少年指導委員

4 伊賀少年サポートセンター

5 関係市職員

6 青少年センター職員

（表）

第	号	補 導 員 証		市章
下記の者は、伊賀市青少年センターの補導員であることを証明する。				
		氏 名		
		生年月日	年 月 日生	
		所 属		
		年 月 日発行		
伊賀市教育委員会				

（裏）

伊賀市青少年センター条例抜粋
第3条 青少年センターは、次に掲げる業務を行う。
（1） 街頭補導
（2） 青少年相談
（3） 有害環境の発見と調査
（4） 関係機関、団体、家庭及び職場との連携補導
（5） その他青少年の非行防止に必要な事項
伊賀市青少年センター運営要領抜粋
2 街頭補導
（1） 青少年の服装、態度、行動から総合的に判断して、非行性のあると認められる者を対象として補導を行うこと。
（2） 発見した青少年で、犯罪あるいは非行性の強い者については、即時警察に連絡してその処理を委ねること。
注意事項
1 不用になったときは、必ず本証を青少年センターへ返納すること。
2 本証を他人に貸与しないこと。

月 日（ 曜日） 天候				
補 導 従 事 員	所 属	氏 名	所 属	氏 名
業 務 種 別		活 動 状 況		
参考事項				

様式第3号（第5条関係）

青 少 年 相 談 処 理 書

相談係員
職 氏名

受理年月日 願出人 の住所・職業氏名		
青 少 年	願出人との続柄 住所 職業 氏 名 生年月日	年 月 日 生（ 歳）
相 談 の 概 要		
処 理 方 法		
処 理		
備 考		

伊賀市青少年センター

青 少 年 補 導 報 告 書

伊賀市青少年センター

年 月 日		
伊賀市青少年センター所長 様		
報告者		
補 導 青 少 年	住 所	
	職 業 氏 名 年 齢	年 月 日生（ 歳）
同 上 青 少 年 の 保 護 者	住 所	
	職 業 氏 名 年 齢	年 月 日生（ 歳）
非 行 の 概 要		
処 理		
備 考		

令和 8 年第 8 回伊賀市教育委員会定例会議事録

1. 開催日時 : 2026 年（令和 8 年） 7 月 23 日（木曜日） 午前 10 時
2. 開催場所 : 伊賀市役所 4 階 406 会議室
3. 出席者 : 澤田教育長、中委員、岡森委員、野口委員、内藤委員、福岡事務局長、中事務局次長兼政策調整監、小林社会教育推進監兼中央図書館長、藤田教育総務課長、中釜教育施設課長、太田学校教育課長、藤原生涯学習課長兼中央公民館長、笠井文化財課長、東構いがっこ給食センター元気所長 一路いがっこ給食センター夢所長
4. 傍聴人 1 人
5. 協議事項 :
議案第 63 号 伊賀市立学校設置条例の一部改正について
議案第 64 号 伊賀市青少年センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分の承認について
6. 報告事項 :
 - ① 伊賀市自転車通学支援補助金交付要綱の一部改正について
 - ② 寄附について
 - ③ 「三重県誕生 150 周年記念展示」の開催について
 - ④ 「ぬいぐるみおとまり会」の開催について
 - ⑤ その他

閉会 : 10 時 48 分 署名委員 : 中委員

教育長 皆様方には、お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。
先週末 17 日（金）、市内小中学校では 1 学期終業式が行われ、子どもたちは夏休みに入っています。毎日大変暑い日が続いていますが、中学生は、中学校体育連盟主催の伊賀地区大会に臨み、県大会、東海大会出場を目指して頑張っています。

さて、柘植中学校と霊峰中学校の令和 9 年度統合に向けた協議も、通学路保護者説明会を終え、校歌や校章が決まりかけている状況となっています。この 1 年間で 11 回の検討協議会を重ねてきました。昨夜の会議では、校歌を聴かせてもらいました。大変素敵なものを作っていたと感謝しているところです。

また、机上に資料を配付しました「こども 100 人委員会」ですが、主

催は健康福祉部こども政策課で、「伊賀市こどもの権利条例」策定に向けた子どもたちの委員会が、8月21日午後に開かれます。この事業は、教育委員会も当初より積極的に関わらせていただいているところです。すでに、7月初旬には伊賀市内全小中学生に、子どもの権利等に関する実態や意識を把握するためのアンケート調査も行われています。伊賀市内小中学校の代表100人が集まり、子どもの権利について学び、ワークショップの中で条例の前文づくりを行います。子どもたちが権利の主体者として、自分のことも他人のことも大切にできるようになってほしいと考えています。

本日、朝から伊賀市校長会定例会議が行われました。特に、「ハラスメント防止」と「防火防災に係る安全点検」をお願いしました。まず、「ハラスメント防止」については、あらゆるハラスメントは職員の勤労意欲を減退させ、その能力の適切な発揮を妨げる要因となるとともに、職員間のコミュニケーションが滞るなど、仕事を進めるにあたっでの重大な支障となり得るものです。職場からハラスメントに関する問題の行為者や被害者を出さないよう、職員一人一人が、ハラスメントについて正しく理解したうえで、周囲に対する気配りをし、普段からコミュニケーションを大切にすることにより、風通しのよい職場づくりに努めることが学校に求められています。次に、防火防災に係る安全点検については、6月19日に起きました東京都北区の小学校火災を受けて、各校には校内安全点検の実施、防火管理体制の再確認、文部科学省通知の周知と訓練の実施、点検に基づく教育委員会への改善事項の報告等を依頼しています。伊賀市消防署も夏休み期間に、市内小学校の巡回点検を行ってくれています。火災を想定した避難訓練は、2学期早々実施できるようお願いしました。日頃より、学校・幼稚園における子どもの安心安全は、最優先されるものであると認識し、取り組んでいるところです。

教育長 それでは、これより令和8年第8回伊賀市教育委員会定例会を開催いたします。本日は、委員全員が出席しており会議は成立しております。本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりでございますが、このように取り扱うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議なしと認めます。
よって、本日の議事日程については、このとおりといたします。
それでは、これより議事に入ります。
日程第1 議事録署名委員の指定についてを議題といたします。
議事録署名委員には、**中委員**を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 異議なしと認め、本日の委員会の議事録署名者は、**中委員**といたします。よろしくお願いします。

教育長 日程第2 令和8年第7回伊賀市教育委員会定例会議事録の確認についてであります。議事録について、一部訂正などを求めたいといったことがございましたら、ご発言ください。

(なしの声)

教育長 それでは、議事録については、このように取り扱うこととしてよろしいか。

(異議なしの声)

教育長 議事録は、事前送付内容のとおりにすることといたします。

教育長 日程第3 議案第63号 伊賀市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。
本議案につきまして、教育総務課長から説明をお願いします。

(教育総務課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

委員 3ページ目の改正する箇所の下線を引いてある部分について、2ページ目では2校が新たな1校になるという説明であったため、可能であれば新旧対照表はどちらの学校も全て下線を引くほうが分かりやすいと思います。

教育総務課長 議案の提出時には資料の作成について法制のルールがありますが、2校が1校になるという認識で進めます。

教育長 他に、ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第63号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 63 号は、可決いたしました。
続いて、日程第 4 議案第 64 号 伊賀市青少年センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分の承認についてを議題といたします。
本議案につきまして、生涯学習課長から説明をお願いします。

(生涯学習課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 64 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 64 号は、可決いたしました。

教育長 それでは、日程第 5 報告説明事項に移ります。
事項①番 伊賀市自転車通学支援補助金交付要綱の一部改正についてを説明をお願いします。

(教育総務課長 説明)

教育長 ご質疑ございませんか。

委員 自転車の補助金は阿山小学校に限りますか。

教育総務課長 この要綱は市町村合併時の補助金を継続したもので、実際には遠距離通学の補助金等もございます。令和 9 年度にはいがまち地域中学校の統合もあるため、令和 9 年度末までに遠距離通学の補助金や自転車の購入費用の補助についても見直しをさせていただく予定です。

教育長 いずれ遠距離通学の対象になる子も補助金で自転車を購入することも可能になるということでしょうか。

教育総務課長 補助金全体の見直しの中で、自転車購入費用の補助金を見直して継続するか、購入費用に対して補助はなしで別の形で補助金にするのかということも含めて見直していきます。

委員 金額の根拠が分からないので、後で保護者から金額の根拠を聞かれたときに説明ができるような仕組みの設定をお願いします。

教育総務課長 電動自転車等、様々な自転車があり、それに対応できる補助金がいいのではないかという声もありますので、なぜこの金額なのかが説明できるように考えます。

委員 今後合併をしていく中で、公平なルールを決めていかないと、地域によって相違があれば不満が出ると思いますので、公平性を考えて決めていただきたいです。

教育総務課長 はい。

委員 霊山中学校の通学に関して、自転車通学の子も増えると思いますが、保護者説明会で不満は出なかったのでしょうか。以前、大山田中学校の金額について確認したときに根拠が分かりませんでした。霊山中学校ではバス通学の子も自転車通学の子も増えるため、うやむやではない説明ができるようにしていただきたいですが、今回の保護者説明会では意見等はありませんでしたか。

教育総務課長 それぞれの校区で行った保護者説明会での主な内容はスクールバスのルートや停留所等、通学手段についてが中心でした。通学にかかる補助金については、意見をいただいた部分もありましたが、今後見直しを行っていくということでご理解をいただきました。

教育長 他にご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 事項②番 寄附についてを説明をお願いします。

(教育総務課長 説明)

教育長 ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 事項③番 「三重県誕生 150 周年記念展示」の開催についてを説明をお願いします。

(中央図書館長 説明)

教育長 ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 事項④番 「ぬいぐるみおとまり会」の開催についてを説明をお願いします。

(中央図書館長 説明)

教育長 ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 続いて、事項⑤番 「その他」の項ですが、何かございませんか。

文化財課長 「伊賀新大仏寺」と「高虎と上野城」「藤堂高虎と伊賀シンポジウム」のチラシを置かせていただきました。

教育長 他にございませんか。

委員 夏休みが始まってから、天気予報でも「命に関わる暑さのため、命を守る行動を取ってください」と言うようになりました。本来であれば災害直後にアナウンサーが使うような言葉を使われていることに違和感と恐怖を感じております。近年急速に気温が上昇しており、命に関わるような猛暑が常態化していると思います。今までの推移を考えると、今後も気温が上昇することは十分に考えられますので、今は夏休み期間に猛暑日が収まっていますが、いずれ夏休み期間では暑さがしのぎ切れないことが起こりうると予想されます。学校教育では、子どもたちの安全と健康を最優先に考えた環境整備を今以上に進める必要があると考えます。教室の温度管理の問題や給食の高気温での衛生や品質の管理、熱中症予防を含めた子ども自身の健康管理等、運営全体を見直す時期が来ているのではないかと思います。改善しようとする、大きな予算が必要だと思いますが、だからこそ早いうちから進めていく必要があると思います。具体的には、登下校の暑さ対策や特別教室への冷暖房の整備のスピード化、猛暑下における体育の授業や部活動のあり方についての検討を十分に進めていただければと思います。特別教室の冷暖房の設置についても、年数をかけて計画を立てていただいていることも存じ上げていますが、今までの観点では不足するのではないかとこの視点で検討しなければいけないのかなと感じております。図書館や教育集会所の運営、文化財を広く公開する場や社会教育の現場でも同じようなことが起こると思いますので、改善観点の再検討とスピード感のある改善が出来ればと思います。

教育長 暑い日には、家でいるより学校に行っているほうが安心であり、食事の面でも負担が少ないと保護者に言われることもありますし、学校は安心な場所であるべきだと思います。そのため、改めて見直していかなければならないと感じております。

委員 給食センターで給食を作って、学校に運ばれ、配膳して食べるまでの間の細菌の増殖について、問題なければ良いのですが、イメージできないような気温になると今まで行っていた管理の域を超えてくるのが心配です。

教育施設課長 配送から学校での受け入れ体制について、各学校で配膳室が設けられています。上野西小学校の配膳室の空調が故障したため緊急的に修理をしました。温度管理については、20 度に保つ必要があり空調は必ず欲しいため、完備している状況です。

委員 体育館の空調も必要だと思います。屋外運動場も体育館も暑いと、体育の授業が成り立たないことが起こりうることで、学校によっては避難所という位置づけもありますので、教育の予算以外にも投入していただいて、有事の際の対応として体育館への空調を考えていただきたいです。

教育施設課長 体育館は学校教育の場としても、有事の際の避難場所という側面も持っている施設です。市としては危機管理部門と避難所指定のあり方の見直しを考えている中で、暑さ指数上昇により体育の授業にも支障があるということを危惧しております。今年度も予算要求をして次年度から数校程度ですが進めていきたいと考えています。令和 15 年度までの文部科学省の交付金や別の財源もございますので、活用しながら早急に全ての学校に何らかの形で空調を設置したいと考えています。

教育長 他にございませんか。

(なしの声)

教育長 以上で、本日の教育委員会に付議されました案件は、全て議了いたしました。
それでは、これもちまして、第 8 回定例会は閉会といたします。
議事協力どうもありがとうございました。

10 時 48 分 終了

以上会議の顛末を録し個々に署名する

教 育 長

教 育 委 員